

### III 都市環境

#### <現状・課題>

##### ①地球温暖化の進行

- ・地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきていることから、これまでの温室効果ガス削減などの取組（緩和策）に加えて、異常気象などの影響を低減するための取組（適応策）が求められています。
- ・高津区では、地域レベルでの環境課題解決に向けて低炭素・省資源社会の実現、自然共生型都市再生の推進、地域に即した防災まちづくりの推進（「水災害適応型都市」づくり）」を基本目標とした「エコシティたかつ」の推進に向けた取組が進められています。
- ・JR武蔵溝ノ口駅では、水素エネルギー供給システムをはじめとした環境保全技術を導入した「エコステ」の取組が進められています。

##### ②多摩川崖線の緑の減少

- ・多摩丘陵の北側に当たる多摩川崖線の斜面緑地は、高津区の自然を形成する環境資源となっています。高津区の緑の風景として重要な資源であるとともに、崖線の緑は、久地円筒分水から春日台公園を抜けて蟹ヶ谷まで連なっており、川崎市・高津区を特徴づける市民の貴重な財産です。
- ・特に、桜並木で親しまれている緑ヶ丘霊園のまとまりのある斜面緑地は、高津区を代表する貴重な自然環境となっています。
- ・これらの貴重な緑地は、近年の斜面地開発の進行により減少が続いていることから、将来にわたって保全が求められています。

##### ③「農」のある風景の保全

- ・新作や久末の市街化調整区域には、まとまった農地が広がっており、野菜の生産を中心とした都市農業の拠点となっています。
- ・一方で、市街地に現存する農地は、農業者の相続発生などを契機として、共同住宅や駐車場などへの転用が進むなど、減少が続いていることから、周辺の宅地化が進行した農地では、営農環境の維持が課題となっています。
- ・都市農地は、都市の良好な緑地環境を形成し、防災機能としても重要なオープンスペースの役割を果たすことなどから、その保全が求められています。

##### ④水と親しめるまちづくりへの期待

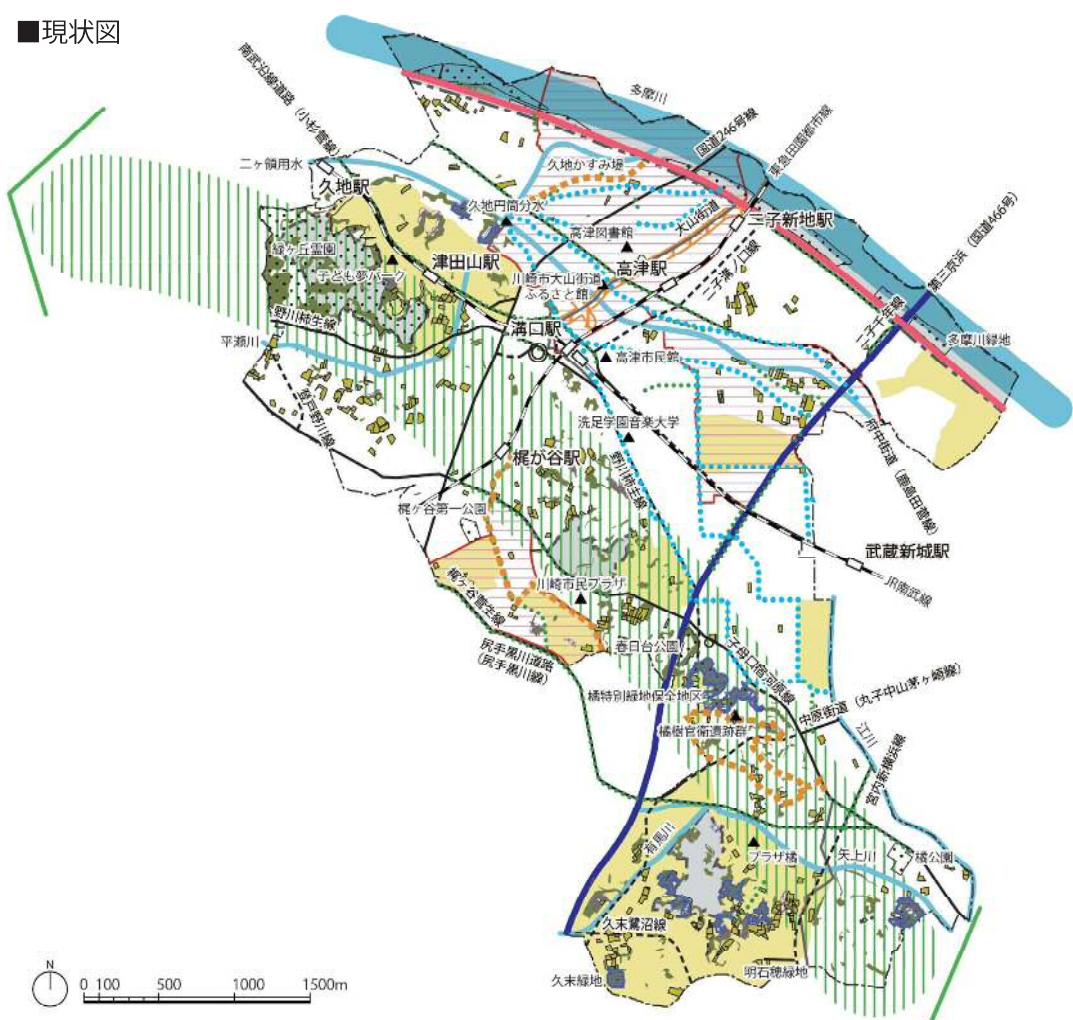
- ・高津区は多摩川に接しており、多摩川河川敷の広がりのある空間は、市民の憩いの場であるとともに、広域避難場所として防災上も重要な役割を担っています。また、運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」としても多くの市民に利用されています。
- ・高津区にはこのほかに、区内の平たん地に扇状に広がる二ヶ領用水、多摩川水系の平瀬川、鶴見川水系の矢上川・有馬川・江川など、多くの河川や水路が流れていますが、旧平瀬川をはじめとして、暗きよ化されているものも多く、水と親しめる空間の確保や活用などが求められています。
- ・丘陵部に数多くある谷戸からは、湧水が流れ出しており、湧水地や地下水の保全が求められています。

##### ⑤景観や歴史的資源等の保全と活用

- ・高津区では、多摩川崖線に沿った斜面緑地、多くの河川の水辺、農地と調和のとれた住宅地、学校が集積する地域など、各地に特徴的な景観が広がっており、それらの良好な景観を保全し、区民が愛着と誇りを持てるまちづくりを推進することが求められています。

- 古くからの商店街である大山街道では、共同住宅などの建設が進むなど、特徴ある街なみが失われつつあるとともに、交通渋滞や、道が狭いことによる歩きにくさが課題となっていますが、歴史的な街なみの保全と沿道の活性化に向けて、住民主体のまちづくり活動が展開されています。
- 国史跡に指定された橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群や、久地円筒分水、二ヶ領用水などの遺跡、文化財、寺社など、多くの歴史的資源が存在しており、それらの保全と活用が求められています。

### ■現状図



#### 一凡例一

	多摩川崖線		樹木の集団		区役所・出張所
	水路		主な公園・緑地等		鉄道
	かわさき多摩川ふれあいロード		生産緑地		自動車専用道路
(都市景観の形成)			特別緑地保全地区		都市計画道路 (完成・概成区間)
	都市景觀形成地区		緑地保全施策済の樹林地		都市計画道路 (事業・計画区間)
			身近な公園が不足している小学校区		その他の主要な道路
			高齢化率21%~		街路樹
					遊歩道・散策路
					河川
					市街化調整区域
					主要施設

平成31(2019)年3月現在

# 1 環境に優しいまちを育みます

## (1) 脱炭素・低炭素都市づくりの推進

### ① 地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、鉄道駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・土地の高度利用を図る地域において、地球環境に配慮した都市づくりを誘導するため、民間活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組を評価し、都市の成長を促す取組を推進します。
- ・治水・水害対策、暑熱対策などの気候変動適応策を推進し、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成をめざします。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、多摩丘陵の樹林地や農地などの緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化などの都市緑化の取組を推進します。



壁面緑化

### ② エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともに、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されていることから、その特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（C A S B E E 川崎）や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風や光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設などへの太陽光発電システムやコーディネーションシステムなどの導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、都市の低炭素化を促進します。

### ③ スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やICT（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

## (2) 環境に配慮した交通体系の構築

### ①環境に配慮した交通環境の整備

- ・環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めるとともに、低騒音舗装などの道路構造の改善に努めます。

### ②交通の低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。

## (3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域などの地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・行政による都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境などによる環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善などに資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者などに対して、土壤汚染対策などの適切な取組を指導します。
- ・民間事業者などによる一定規模以上の建築物などの建築については、あらかじめ大気、水、土、生物などへの影響の回避又は低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、環境配慮を適切に誘導します。
- ・民間事業者などによる、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄物などによる環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所などからの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、事業者などの適切な取組を指導します。

## (4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。

## 2 高津区らしい水と緑の骨格の形成をめざします

### (1) まちの骨格を形成する水・緑の保全と活用

- ・多摩丘陵の広域的な広がりの中で、多摩川崖線の樹林地を「多摩川崖線軸」として位置づけ、多摩丘陵の尾根線の斜面緑地と併せて、緑地保全に関わる様々な制度を活用するとともに、近隣自治体と連携し、その保全に努めます。
- ・まちの骨格を形成する多摩川を「多摩川軸」、二ヶ領用水をはじめとした河川・水路を「水の軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生などに努めます。
- ・緑ヶ丘霊園などの大規模公園・緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。
- ・公園や樹林地などの緑の空間に加え、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みなどをグリーンインフラとして捉え、その構築により、緑の効用を常に実感できる、緑ある暮らしの創造をめざします。

### (2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時などに避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地を計画的に配置することに努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。

### (3) 「農」ある風景の保全

- ・宅地化が進んだ住宅地においても、各地域で多くの農地が残されており、農のある暮らしや風景を維持するため、都市型農業の振興と優良な農地の保全に努めます。
- ・久末の台地に広がる農地と樹林地は、「農と緑のふれあい拠点」として、地域の振興と併せた一体的な保全に努めます。

### (4) 水と緑のネットワークの形成

- ・多摩川崖線の斜面緑地や多摩川、街なかの生産緑地、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「水と緑のネットワーク」の形成をめざします。

### 3 緑豊かな潤いのあるまちを育みます

#### (1) 良好な斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線をはじめとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、緑地総合評価に基づいて、土地所有者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森(市民緑地)として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・特に、久地円筒分水から、津田山、久本、末長、市民健康の森の取組が行われている春日台公園、久末、蟹ヶ谷に連なる斜面緑地は、「多摩川崖線軸」として、斜面緑地の保全に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や土地所有者に対して、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・創出などの指導を行います。
- ・「特別緑地保全地区」などに指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティアなどの市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・多摩丘陵における緑の保全・再生・創出・活用にあたっては、市域が首都圏の貴重な自然環境である多摩・三浦丘陵の一角に位置していることから、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を促進します。



春日台公園

#### (2) 市街地における緑の保全と整備

##### ①大規模公園緑地の整備・活用

- ・緑ヶ丘霊園は、市民ニーズに対応した墓地の供給を図るとともに、緑地保全やレクリエーション機能を持つ墓園整備を進めます。

##### ②生活に身近な公園の整備・活用

- ・春日台公園などの、地域の核となる「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用するなど、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。

##### ③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地は、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」などを組織し、さらに「管理運営協議会」などを中心に、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

##### ④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・再開発などの整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者などの休息・交流などのための「広場」の配置に努めます。

- ・都市林については、土地の形態などに応じて、自然環境の保護、保全、復元に配慮した整備を市民協働により図ります。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・国により河川堤防として保全されることが決定した久地かすみ堤については、関係機関や市民とともに、その活用に向けた手法を検討します。
- ・大規模な土地利用転換などにあたっては、「緑化指針」などに基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。

#### ⑤長期未整備公園・緑地の整備・見直し

- ・長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、地域ニーズや社会情勢、市域全体としての公園・緑地のあり方などを踏まえつつ、整備や区域の見直しに向けた取組を進めます。

### (3) 市民協働による街なかの緑化推進

- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場をはじめとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・地区計画の策定や建築協定、緑地保全協定の締結、「地域緑化推進地区」の認定など、土地利用や地域緑化のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地環境の保全と民有地の緑化の推進に努めます。
- ・溝口駅周辺は、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して策定した緑化推進重点地区計画に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペースなどを活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭あいな歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。

### (4) 都市農地の保全と「農」のあるまちの育成

#### ①優良な農地の保全と営農環境の保全

- ・都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持ち、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。特に、農地が集中する地区（下作延地区・上作延地区・末長地区・新作地区・久末地区・諏訪地区・津田山駅東側地区）においては、優良な農地の保全とともに、住宅など周辺環境との調和をめざします。
- ・生産緑地地区の指定から30年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地は、農業者の営農意向などを基に特定生産緑地に指定し、保全とともに、その後も指定期限を延長するなど、継続的な保全に努めます。
- ・生産緑地地区などの農地が一定のまとまりを有し、周辺の低層住宅と一体となった環境を保全する機運が見込まれる地域などにおいては、農業の利便増進と農地と調和した良好な住環境を保護するため、農地所有者の意向などを踏まえ、「田園住居地域」の導入を検討します。

- ・生産緑地地区における持続可能で安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化などによる營農環境を維持するとともに、農地と調和した良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地とが調和した計画的なまちづくりをめざします。
- ・農業の營農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農業者の營農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画などの土地利用ルールの策定や、土地所有者による土地区画整理事業などを支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農業者の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。

#### ②市街化調整区域における農地の整備と保全

- ・久末、新作地区の市街化調整区域は、まとまった農地が残る都市の貴重なオープンスペースとなっていることから、里山の風情が残る都市農業を振興する拠点として、農業振興施策と連携した營農環境の保全・整備と周辺の緑地保全に努めます。

#### ③「農」のあるまちづくりと農体験の場の創出

- ・農作物を地域で販売するための直売所の案内マップの作成や、朝市やファーマーズマーケット（高津さんの市など）といった「農」のイベントの開催などの地産地消を推進する活動、安定した農業経営ができる仕組みづくりなど、農業者と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農業者が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農業者・市民と協働して取り組みます。



## 4 水と親しめる水辺空間のあるまちを育みます

### (1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- 流域の保水・遊水機能の確保や、流域一体となった総合的な治水対策をめざします。
- 河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保などを図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。

### (2) 治水安全度の向上と水辺に親しめる多摩川の環境整備

- 貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- 多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区に指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- 多摩川河川敷は、自然環境や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場などとしてのさらなる活用に向けて、「新多摩川プラン」を基に、民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を推進するとともに、市民との協働や流域自治体などとの連携により、持続可能な魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- 水環境の向上や多自然川づくりの推進などを図るとともに、「多摩川景観形成ガイドライン」に基づく多摩川の水辺景観の保全と沿川市街地を含めた一体的な景観づくりをめざします。
- 多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- 河川敷の施設をわかりやすく案内するための誘導案内板などの整備を進めるとともに、市街地と一体となった身近な多摩川を創出するよう、多摩川へのアクセスの向上を図ります。



多摩川河川敷

### (3) 市民に親しまれる二ヶ領用水の整備

- 区内を流れる二ヶ領用水は、市民と協働して身近な水辺空間としての維持管理を行うとともに、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備に努めます。
- 二ヶ領用水の国の文化財への登録を契機として、歴史や文化的な価値に対する理解促進を図るとともに、より一層の魅力向上をめざし、市民と協働して取組を進めます。



二ヶ領用水

- ・国の登録有形文化財に指定されている久地円筒分水を、水と緑と歴史を結ぶ拠点とし、津田山周辺に広がる樹林地などの環境資源と様々な歴史的資源の活用に向けて、市民と協働して取り組みます。

#### (4) 身近な水辺空間の整備とネットワークの形成

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図るとともに、河川や水路に隣接する道路などの緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・鶴見川水系の矢上川・有馬川は、流域の健全な水循環系の回復を理念とする「鶴見川流域水マスター プラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。
- ・旧平瀬川跡地については、当面は、その一部を緊急課題である放置自転車対策として暫定の自転車等駐車場として使用しつつ、市民との協働により、緑道及びまちの広場の整備に向けた取組を推進し、歩きたくなる空間づくりを目指します。
- ・平瀬川や矢上川・有馬川の河川周辺には、優れた景観を持つ道や歴史的な文化財などが点在していることから、散策路の設定や案内板の設置など、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、水と歴史的資源のネットワークの形成をめざします。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組に努めます。



旧平瀬川跡地

#### (5) 水の安定した供給・循環

- ・良質で安全な水道水や工業用水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。
- ・将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。

## 5 緑と歴史をつなぐまちを育みます

### (1) 高津区を形づくり骨格を際立たせる景観形成

- 高津区の骨格を形成する景観要素である、多摩川崖線の斜面緑地や多摩川、二ヶ領用水などを大切にし、その特徴的な骨格を際立たせる景観づくりをめざします。

### (2) 街路樹のネットワークの形成

- 一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- 「たかつ花街道」の市民の手による緑化の推進を支援するとともに、街路樹などの設置により道路の緑化に努め、歩いて楽しく、潤いのある道づくりをめざします。
- 街路樹の維持管理や樹種の選定にあたっては、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、花と緑の景観づくりに努めます。

### (3) 地域の特性や資源を活かしたまちづくりの推進

- 高津区には、奈良時代の武藏国役所であり国史跡に指定された橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群や、久地円筒分水、薬医門公園など、文化財・寺社などの歴史的資源が数多くあることから、これらの歴史的資源の保全を促進するとともに、周辺の樹林地などの環境の保全に努めます。
- 歴史的・文化的名所、水・緑・農地などをはじめとした多様な地域資源の保全・魅力向上・活用を図り、区民が愛着と誇りを持てるまちを育みます。
- 大山街道は、岡本かの子・太郎、濱田庄司などの生誕・ゆかりの地であり、蔵などの歴史的・文化的資源が残されていることから、それらを活かした地域活性化に向けて、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- 大山街道では、「景観形成地区」として、街道の歴史と文化を活かし、歩行者の安全に配慮した人に優しい街道景観づくりや、周辺との調和が感じられる秩序ある建物景観づくり、地域資源を活かした魅力ある景観づくりをめざすとともに、景観形成基準に従った安全空間の確保などの誘導や、無電柱化の推進などにより、安全に通行できる歩行者空間の確保をめざします。
- 世田谷区との連携・協力に関する包括連携協定に基づき、多摩川によってつながり、鉄道や街道によって人が往来、交流する連携・連続した地域として、互いの持つ資源や特徴を活かしながら連携及び協力し、それぞれの地域の活性化及び持続的成長に向けた取組を推進します。



橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群



大山街道

### (4) 緑と歴史の散策路の整備

- 歴史的資源や緑を結ぶ散策路「高津のさんぽみち」の設定やガイドマップの制作、案内サインの設置などを、住民との協働により進め、「歩きたくなる高津」をめざします。
- 高津区の特徴ある自然環境を活かした住民の主体的な民有地緑化の活動を支援します。
- 溝口駅南口にある薬医門公園は、歴史と緑を活かした公園として、市民と協働して整備し、維持管理に努めます。

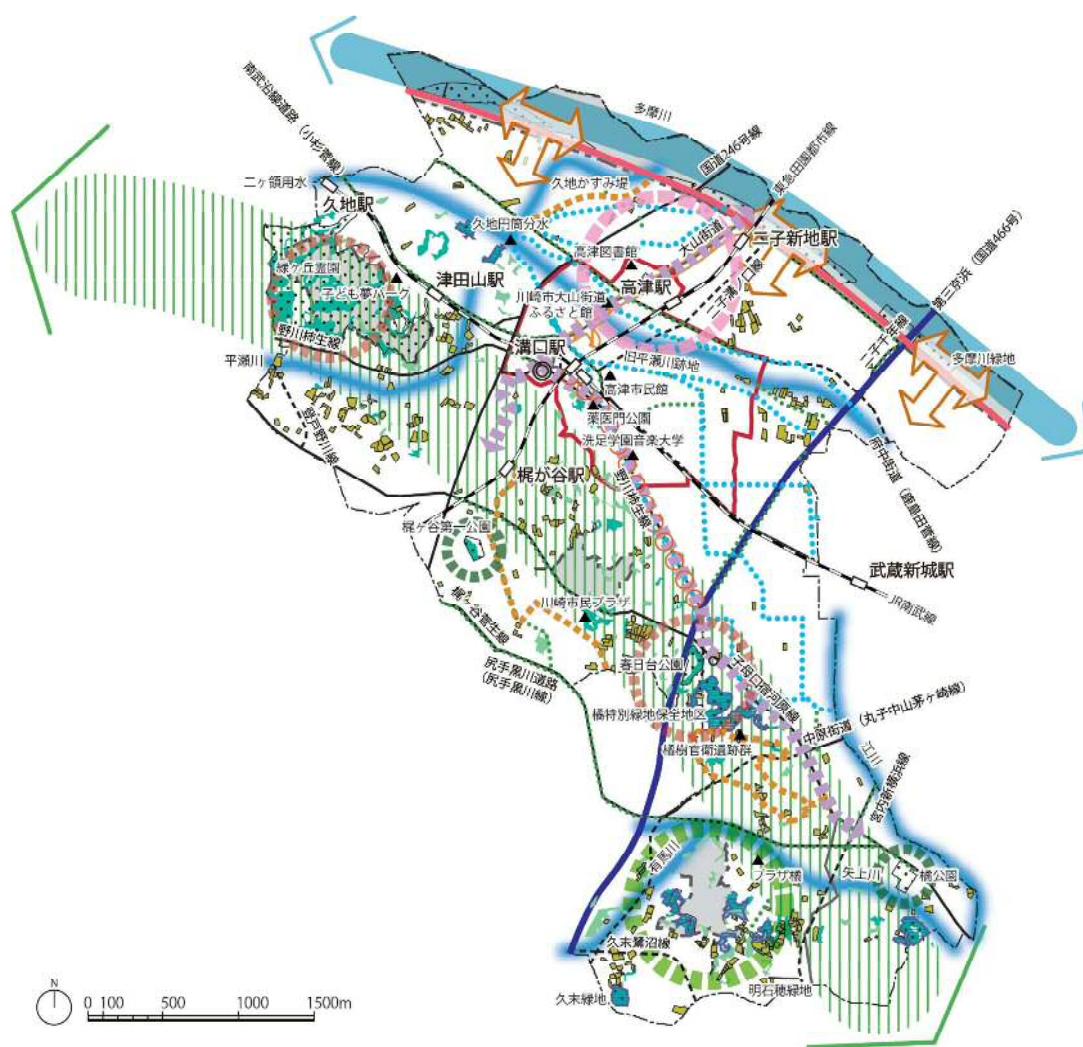
## (5) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・ 良好的な景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・ 行政は、景観形成の総合的な推進役として、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。



薬医門公園

## ■都市環境方針図



一方針一		(みどり拠点)	
	都市景観の形成		公園緑地の拠点
	緑化推進重点地区		緑の拠点
	多摩川と沿川空間の連携		農と緑のふれあい拠点
	かわさき多摩川 ふれあいロード		優先的に保全を図る べき緑地
	たかつ花街道		保全すべき緑地
	歴史・文化軸		保全対象の緑地
(みどり軸)			
	多摩川崖線軸		
	多摩川軸		
	水の軸		

一基本凡例一	
	区役所・出張所
	鉄道
	自動車専用道路
	都市計画道路(完成・概成区間)
	都市計画道路(事業・計画区間)
	その他の主要な道路
	街路樹
	遊歩道・散策路
	水路
	河川
	都市景観形成地区
	生産緑地
	特別緑地保全地区
	主な公園・緑地等
	市街化調整区域
	主な施設

平成31(2019)年3月現在

